

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の一部改正案

| 番号 | 平成 24 年 3 月 27 日環自総発第 120327001 号環境省自然環境局長通知別添「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」における記載箇所 | 改正（案） | 現行 |
|----------|---|---|---|
| 1 | 12 頁「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方 1. 掘削許可に係る判断基準の考え方」 | 温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしている。 | 温泉法では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとしており、 <u>地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。</u> |
| 2 | 17 頁「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方 4. 各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等 4-1. 広域調査段階表 5-1 広域調査段階における掘削の場合（例） 想定される坑井掘削の内容」 | 構造試錐井 | 構造試錐井 <u>（温泉の湧出が見込まれる場合）</u> |

| | | | |
|-----------------|--|--|--|
| <p>3</p> | <p>19 頁「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方 4. 各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等 4-2. 概査段階 表 5-2 概査段階における掘削の場合 (例) 想定される坑井掘削の内容」</p> | <p>構造試錐井 観測井</p> | <p>構造試錐井 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u> 観測井 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u></p> |
| <p>4</p> | <p>21 頁「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方 4. 各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等 4-3. 精査段階 表 5-3 精査段階における掘削の場合 (例) 想定される坑井掘削の内容」</p> | <p>試験井 観測井 構造試錐井</p> | <p>試験井の掘削 観測井の掘削 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u> 構造試錐井の掘削 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u></p> |
| <p>5</p> | <p>23 頁「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方 4. 各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等 4-4. 発電所建設段階 表 5-4 発電所建設段階における掘削の場合 (例) 想定される坑井掘削の内容」</p> | <p>生産井 試験井 還元井 観測井 構造試錐井</p> | <p>生産井の掘削 試験井の掘削 還元井の掘削 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u> 観測井の掘削 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u> 構造試錐井の掘削 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u></p> |
| <p>6</p> | <p>25 頁「第三 地熱開発のための掘削許可に係る判断基準の考え方 4. 各段階における掘削許可の判断に係る情報及び方法等 4-5. 発電所運転開</p> | <p>各種坑井の補充井掘削 生産井 試験井 還元井</p> | <p>各種坑井の補充井掘削 生産井の掘削 試験井の掘削 還元井の掘削 <u>(温泉の湧出が見込まれる場合)</u></p> |

| | | | |
|--|---|--------------|--|
| | 始後段階 表 5-5 発電所運転開始 後段階における掘削の場合(例) 想定 される坑井掘削の内容」 | 観測井 構造試錐井 | <u>観測井の掘削(温泉の湧出が見込まれる場合)</u> <u>構造試錐井の掘削(温泉の湧出が見込まれる場 合)</u> |
|--|---|--------------|--|